

わが国社会保障の海外広報について — 西ドイツにおける体験から —

古瀬 徹

厚生省大臣官房政策課調査室長

1. 西ドイツにおける対日論調の特色
2. 西ドイツ論調にみるわが国社会保障制度の評価
3. わが国社会保障制度に関する広報の展開方法について

はじめに

筆者は、昭和54年春より昭和57年5月迄，在ボン日本大使館に勤務した。一見不思議なようであるが、この3年間、西ドイツ社会保障事情を把握するよりは、わが国の社会生活一般に関するドイツ人への広報活動に大半のエネルギーを費した。

以下は、帰国前に、今後のわが国社会の海外広報の展開にあたって留意すべき点を急ぎとりまとめたものを、帰国後多少手を入れたものである。従って、引用資料等は古いものがある。

なお、広報活動の体験は結局のところ、わが国の社会生活の特質をふだんに考えざるをえず、予期しない知的刺激を受けた。この機会を与えて下さった山下新太郎公使（当時）に心から御礼を申し上げたい。

1. 西ドイツにおける対日論調の特色

西ドイツにおける対日関心はこの一、二年急速に高まっており、主要ジャーナリズムにおいても日本問題の特集を行うものが目立った。その主なものを挙げると、シュピーゲル誌の日本車に関する特集（1980.7.21号）、ツァイト紙（週刊）の「日本レポート」（1981.4.10～5.1「Japan Report」として発刊された。1981年8月刊。），シュテルン誌の日本特集（1981.9.24号、別冊），シュピーゲル誌新年号特集（1982.1.4号），ツァイト紙（1982.1.29別冊）などが挙げられる。

西ドイツにおいてもテレビの影響力は大きく、在独日本大使館の調査によると、日本についての知識の67%はテレビに依って得ている。（ハノブルク、フランクフルトにおける調査である。なお、新聞によって知識を得たとするものは、34%にとどまっている。）1981年1年間において放映された日本関係の番組は、ARD（第一放送）でニュース68件、特集8件、報道9件、映画8件となっており、ZDF（

論 文

第二放送)ではニュース72件、以下3, 12, 5件となっている。

これらの日本に関する最近の報道ぶりの特色を幾つか挙げてみよう。

① 報道対象が、産業各分野における日本の発展ぶりを紹介するものから、個々のテーマについて立ち入った解説を行うものが目立ってきた。例えば、日本の環境問題について展望したフランクフルター・アルゲマイネ紙(1982. 2. 5付社説)や自然保護専門誌ナトーアの記事(1981-9号)は、従来みられた「公害日本」というステレオ・タイプの紹介ぶりではなく、わが国の環境問題の背景や最近における規制強化について西独事情との対比で論じており、科学技術雑誌ウムシャウ(DIE UMSCHAU, 1982. 1. 8)に掲載された報告(元在日フランス大使館科学顧問、Dupuis教授)は、「模倣技術の国日本」というこれまでの論調ではなく、日本の産業発展に寄与した高度の研究技術水準について歴史的検討の上に立ち高い評価を加えている。

② テーマの中心が、日本の経済的成功の基盤となった社会的背景の解明や西独にとって日本の如何なる点を学び得るのかという観点に移ってきていていること。このような動きを背景に前記シュピーゲルの日本特集(1982. 1. 4)は、そのテーマも直さに「日本から学ぶことがあるのか? - 否!」と銘打ち、日本の経済発展はその特殊な社会構造、人間関係に起因しており、社会的に立ち遅れたところの多い日本から西欧諸国が学ぶことはないし、学ぶことはで

きないと結論づけている。

他方、ゲンシャー外相(FDP)は、ブレーメン独日協会において行った講演(1982. 1. 22)において、「日本の経済発展を語るには、14,000人の在独日本人の活躍(在日ドイツ人は、2,700人), 30,000人の日本のゲルマニスト(学生数)(200人にすぎないドイツの日本学研究生), 年間30万人にのぼる日本からドイツへの訪問者(ドイツ人の日本訪問は、年間4万人)に示される日本側の努力を忘れてはならぬ。」と指摘したが、これは最近における対日論調の一つの基調をなす見解である。

③ 日本社会における個人主義的原理の不徹底、労働者の企業への滅私奉公ぶり、女性など社会的に不平等な扱いを受けている階層の存在、さらに国際社会への閉じた態度といった日本社会のもつ否定的側面についての紹介も根強く続いている。

前記各紙の日本特集の殆んどがこの点に言及しており、シュテルン特集(1981. 9. 24)は「うさぎ小屋」(Kaninchenställen)とかつてEC委員会によって紹介された住宅事情の劣悪さ(P26), 「20万人に及ぶ原子力発電所の労働者」などに触れるほか、ベトナム難民の救済に対する態度、1973年のシリエ地震に際し、地震国日本は20万円しか寄附しなかった事例などを挙げている。(シュピーゲル1982. 1. 4号, ツァイト1982. 1. 29号も随所に同趣旨の紹介を行っている。女性問題については、シュピーゲル1979年第51号が、日本女性は封建的家族關係

の犠牲となっており、西欧のような「解放」が進んでいないと厳しい批判を行った。)

最近邦訳されたダンプマン(ZDF 勤務、在日 10 年余)の「孤立する大国ニッポン」(1981 年 11 月刊、原題 25 mal Japan , 1979)は、この問題に包括的に触れ、日本社会の当面する最も大きな課題として国際社会への開かれた態度の必要性を説いている。ダンプマンの徹底した日本批判の根底には、日本経済のバイタリティについての評価、日本文化の世界に果し得る役割についての認識、日本に対する愛情に支えられており、従来刊行されているライシャワーの日本論など文献的なフォローも行っており、最近の西ドイツにおける日本論にかなりの影響を与えているものと考えられる。

日本経済の成長が社会面に及ぼした否定的な側面に視点を絞った経済分析として、 J. Welsch の論稿 (Modell Japan / Sozioökonomische Hinter Gründe und Sozial Kosten ; WSI 月報、デュッセルドルフ、 1981. 6 号所収) が体系的であり注目される。 Welsch によれば、日本経済の発展は、同時に、社会資本の不足、社会保障制度の不備、生活水準の階層別格差、環境汚染をもたらしたとしている。

2 西ドイツ論調にみるわが国社会保障制度の評価

① シュミット首相(当時)は、 1982 年予算案に関する連邦議会での所信表明演説において、日本の経済力を世界一の状態にあると賞讃し(文脈の真意は、「西独の

経済は、日本を除くと世界一だ」というにあったが…), すぐその後で、「しかし、あのような社会保障もまるでなっていない国と経済を比較しても意味がない」と述べている。 1981 年秋訪日し、日本の労働社会事情を視察した連邦労働社会大臣エーレンベルク(当時)は、離日前にその印象を「日本の社会保障に学ぶところはない。」と結論づけている。

ジャーナリズムにおけるわが国社会保障についての評価も、殆んどが十分の検証もされないまま断定的に「西独より劣っていて問題にならない」とする類のものである。

前記各特集から幾つかの例を示してみると、「日本の社会保障(西独では、社会保障は「 Sozial Netz 」—社会的な網—といわれることが多い。)は、だぶだぶ(weit masdig)かつ粗く(dünn)編まれている(geknüpft)」、「他の国では市民の連帯組織が受けもっているものを、日本では家族や企業が受けもっている。」(ツァイト ; 1982. 1. 29 別冊 94), 「ドイツ人の大部分は日本よりドイツが暮らし易いと考えている。というのも、ドイツ人はドイツで国家的に保障されている年金、健康保険、失業保険などの社会保障はいずれも日本にはない(vermissen)と思っているからである。」(シュテルン,

1981. 9. 24 P40), 「国及び企業による社会保障は、ドイツなど西欧社会に比し貧弱でただみせかけ(Schein)を保つためだけにあるにすぎない…」(シュピーゲル, 1982. 1. 4 P73)といった具合である。

論 文

シュテルン日本特集は、日独両国で行ったアンケートの結果を紹介しているが、日本の経済的成功の原因として、ドイツ人は「日本製品が安い」(82%)、「日本人がよく働く」(60%)とならび「社会保障費が低いため」を挙げる者が56%にも達している。これに対し、日本人自身が挙げた理由は、「技術的に優秀」(60%), 「価格が安い」(38%), 「よく働く」(28%)の順で、「社会保障が低い」とするものは僅か11%である。(複数回答。ドイツは、Allensbach世論研究所、日本はセントラル・リサーチ・サービスの世論調査による。)

専門家による立ち入った分析は殆ど行われていないが、前述Welsch稿は、「私経済セクターの強い膨張は、社会保障制度の費用構成にも影響を与え、国際比較によれば日本の国家消費比率(Staats Konsumquote)は極めて低い。また、社会保障の発展を示す指標として国際的に用いられることが多いTransferquote(国民所得に占める移転所得の割合)についてみると、日本は西独に対しておそらく立ち遅れている(erheblicher Rückstand)」とし、1970年代の後半で西独の僅か1/2(55%, 1978), 70年代当初は西独の1/3(32%, 1970)にすぎなかったとの数値を挙げている。(この点は、後述のとおり、少くとも両国の老齢人口比率の相異による修正を要するものと考えられる。なお、Welsch稿のこの部分は、Lörcheri Sozialversicherung, Alterversorgung, Rentensystem; Japan

1979/80, Politik und Wirtschaft, Hamburg, 1980 - 「日本の政治と経済」, 所収, 社会保障, 老後保障, 年金制度 - に掲っている。)

② 前記エーレンベルク連邦労働大臣(当時)の日本の社会保障に関する訪日印象談においても、年金支給開始年齢と退職年齢のずれについての指摘など年金制度に関するものが中心であった。シュテルン特集は、「とぼしい(unzureichender)公的年金は、最終俸給の40%を上まわらない」(P26)とし、ZDFテレビにおける日本特集(1982.1.5)でも住宅の狭さと並び「年金が低い」と断定的に国民生活面での水準の低い代表例として扱われている。

ツァイト紙の1981年の特集(後に「日本報告」として単行本として取りまとめられた。)は、年金、老後保障の問題についてかなりの取材を行った形跡があり、随所でこの問題について言及している。「国家による年金はようやく65才から支給される(国民年金の場合を指していると思われるが、西独の職員年金及び労働者年金に相当する日本の厚生年金の支給開始が60才であることを十分理解していない)ので、退職後はなおしばらく働くなくてはならず、この場合の賃金は退職前の1/2相当の低いものである。」(P25 - 単行本の頁。以下、本節において同様。)「政府は、年金支給開始年齢を55才から60才に延期した。(P.26)(国家公務員共済など共済関係の改正を、制度一般の問題と思いちがいしている)」「東洋工業の場合、30年勤

統で平均的1,000万円の一時（退職）金を受けとるが、これでは退職後、国による年金の支給開始まで生活するには不十分である……にもかかわらず、国家及び企業は年金支給開始年齢の延長を急いでいる。」（P69）（これは、1979年に提案された厚生年金の支給開始年齢の延長問題が、取材班一行訪日の際偶々論議のさなかであったためか、強い印象をもったものと考えられる。ドイツにおいては、失業問題との関連から、逆に現行65歳の法定の年金支給開始年齢を引き下げる議論がなされている折でもあったので、一層強く印象に残ったものと推測される。なお、周知のとおり、この部分の厚生年金保険法の改正案は成立しなかった。）ツァイト紙の年金に関する部分は、取材当時の論議に影響され、日本の年金制度の十分の理解がないまま、ドイツの制度を一つの前提としているため、混乱がみられる。

前記Welschによる年金に関する叙述もほぼ同旨の展開ぶりであるが、「日本の社会保障の中心課題は、今日なお老齢保障である。一方ではおそらく（erheblich）制度の欠陥（Lücke）があり、他方年金水準はかなり低い。日本の労働者は55歳で「終身雇用」から離れるが、年金の請求権は60歳である。大企業に勤務する者は、退職金をもらうがこれでは生計には十分ではないので、日本の老いた労働者は驚くほど低い賃金で下請け部門で働くをえない。労働者は、年金受給年齢に達した後でも働くをえない。というのも、年金の水準（年金額）が低いためである。」；「

平均一人あたり収入に比較し、年金額は40%にすぎない。（西独では60%である。）、「年金制度の建設は今後の日本の経済社会の中心的課題であり、西暦2,000年においては、人口に占める65歳以上の人口が増加するので、一層重要な課題であろう。」と述べており、これは西ドイツにおける専門家の共通した認識といえよう。
 ③ Welschは、さらに論をすすめ、「日本の経済成長の秘密が安い社会コストにあるとするのは、要因の一部分を指摘するにすぎず、本当のところ日本の強みはその国際競争力にあり、80年代はこの国際競争力の強さにより日本の輸出は更に増加する。」と見込んでおり、「ドイツの経営者達は、日本の例を援用することにより（ドイツ自体の）社会保障の足切りを断行しようとする意図であり、このような立場には反対せざるをえない。」と西独労働者の立場から警告を発している。（この論文が発表されたのは、西ドイツにおいて「社会保障見直し論」が次第に声高に論ぜられてきた頃であった。）

アメリカの未来学者トフラー夫妻がシュピーゲル誌において指摘したとおり（1982.1.4 P83），『日本が国民生活の充実を犠牲に経済の発展を遂げてきた』というのは、沈滞する西独経済の運用に苦慮する西独指導者によって偶々日本がスケープ・ゴートとしてねらいうちされたという見方も成り立つことになる。

勤務時間中に酒を飲み労働意欲を喪失しているドイツ労働者達の回りを一見日本人とおぼしき者が「掛け、掛け」と走り回っ

論 文

ているが、ドイツ国民は「馬鹿はおやめ！（ドイツ人に働きといっているのは）日本人ではなく実はラムスドルフ（経済大臣、当時）ってことはみんなよく知っているのさ！」といわせている風刺漫画もこの辺の西独の事情をよく描いている。（シュピーゲル、日本特集、P81）

④ 1981年は西独社会保障制度が「行きすぎ」であるとの「見直し論」が噴出した年でもあり、ついには「社会保障の分野においても日本を見習うべし」あるいは「日本のやり方もそれなりのものではないか」といったニュアンスのある論評さえ表われるに至ったことは注目に値する。

1981年秋訪日したシュトラウスCSU党首（バイエルン州首相で、元国防大臣。1980年総選挙においてシュミットと首相の座を争い、敗れた。CSUは、1982年10月のCDU/CSU/FDP連合政権の誕生により与党となった。）は、日欧貿易紛争について、「決して日本に来たからお世辞を言っているのではない」と前置きのうえ、欧洲諸国の犯した間違いとして「最近の10年で経済的能力を超える社会福祉支出を行ったこと。」を挙げているのはその典型的な例である。（昭56.11.19付日本経済新聞における記者会見）

フランクフルター・アルゲマイネ紙（1981.11.20）は、「日本流協調行動」（Konzertierte Aktion auf Japanisch）と題する長文の社説で、トップ経営者と非熟練労働者の賃金格差が日本では7：1にすぎないのに欧米では20：1に開いていたりといった例を挙げ、平等社会とい

う目標の実現には日本流の労使協調方式を学ぶべきだと指摘し、西ドイツにおいては久しく「協調行動」（わが国の「産労懇」に相当するもの）が停止していることに示されるドイツの労使関係の現状を批判した。（なお、医療問題に関する協調行動については、いわゆる医療費抑制法の骨格として1977年に活動が開始された。）

ドイツにおけるアブセンティズムの増大に関するシュピーゲル誌の論評は、「疑いなく日本の社会保障はドイツほど充実していないのに、なお日本には国民の不満が少ない」とか「日本の方が労働時間が長いのに平均寿命が長い」として、日本の事例を引用しつつドイツ社会の病弊を指摘するという論法をとっている。（1981.11.16）

ツァイト紙は、結論的に「1980年代においても日本では社会的変動は予見されるが、日本型の福祉国家像が、国家が責任をもつというヨーロッパ流の福祉国家へ転化するということはありえないだろう。」との達観した展望を行っている。

（1982.1.29別冊P28）

3. わが国社会保障制度に関する広報の展開方法について

① 在西独日本大使館の行ったアンケート調査によれば、ドイツ国民の33%は日本の社会生活に対して関心があり（政治に対する関心20%，経済に対する関心2.8%を上まわる。），文書、電話、来訪などドイツ人からの大使館あて照会事例も増加している。（この点については、機会を改めて紹介したい。）

一方、わが国情報の国際間流通における入超についてはすでに各方面から指摘されている。56年度版経済白書によつて、日独間における翻訳書籍の動向をみてみよう。1969年から1973年の間にわいて、1,306点のドイツ語文献が日本語に翻訳されたのに対し、日本語文献でドイツ語に翻訳されたものは54点と24分の1にすぎず、著しい片貿易となっている。（これを、英語をはじめ世界の諸原語でみると、各國語→日本語で1,090点、日本語→各國語で889点と、12分の1となつてゐる。<原典、ユネスコ資料>。なお、日独間における情報流通のアンバランスについては、小塩 節教授による指摘がよく現状を整理されている。<昭57.2.2付日本経済新聞など。>）

② このような日独間の情報アンバランスという一般的傾向にもれず、わが国社会保障事情に関するドイツ語文献は著しく少ない。「Japan von Heute」（「今日の日本」－英語版、Japan Today の独訳。外務省刊。）などの基本図書における該当部分の叙述の他は、在西独日本大使館において隔日発行している「Neues aus Japan」（日本からの新情報）が特集を組んでおり（1980年3・4月号「社会保障」、1981年3・4月号「変貌する国民生活」）これは好評であった。（ドイツにおける世論指導層5,000人に送付しているほか、在日ドイツ関係特派員にも送付している。他の特集テーマとともに、年に二度一冊にとりまとめている。）

このほか、うすいものでJapan im

Spiegel がある。

これらの基本図書、資料類は例えれば、各市町村において実施される市民大学における講演や、大使講演の際に会場において配布する方法が有意義であった。（ボン市民大学においては、1981年の秋、日本セミナーとして、日本に関する連続講演が行われ、私も大使館員の同僚達と手分けして、これら資料を活用して、「日本の社会生活」に関する部分を担当し、聴講生から、現代日本に関する日常生活といった側面からの活発な質問を受け、ドイツ人の日本に対する関心の所在を示唆されることが多かつた。）

なお、多少立ち入った叙述のある専門図書としては、年金・老後保障の部門における前出Lörcherのほか、医療問題及び医薬品問題に関する日独専門家によるシンポジウム記録（大阪ゲーテ・インスティテュート主催、邦訳あり。）が注目される程度である。

③ 日本に関する情報の絶対量が少いことに加え、国際比較資料はILOなど国際機関の作成によるものの例として、タイム・ラグが大きい。このため、ドイツ人は、現在のドイツの数字と、日本のかなり以前の値とを比較することになりがちである。日本の社会保障制度のように、この10年来の改善が著しく、かつ、この間老齢化が進行したことに伴う件数の増加なども著しい場合－西ドイツにおいてはこの点すでに定期に近づいている－には、実態を正確に比較できないことになる。

例えば、連邦労働社会省が毎年発行して

論 文

いる「統計年報ポケット版(1981年)」(Statistisches Taschenbuch, 1981.9)は、最新のドイツ国内資料(暫定値を含め1980年のもの)を掲載し、実用価値の高いものであるが、社会保障の国際比較の項(9.12)においては、1950年と1971年(1)の数字を用いて、国民所得に対する社会保障比率を比較している。この間の同比率は、日本が3.5%から5.9%へ、西独は14.8%から17.3%へと増加している。(日本の1980年は12.7%に達している。)

このような事情を考えると、ドイツ語である必要はないので、日本の最新の事情がドイツにおいて入手しうる体制を整えていくことが重要である。すでに、環境庁、日本労働協会などにおいて発行されている環境問題や労働問題に関する月報なども参考として、社会保障に関しても然るべき英文の定期刊行物が発刊されることが検討されてよいと考えられる。この見地からみると、日本児童問題調査会による児童福祉問題を中心とする英文誌は、人口問題など関連分野にも及び海外の関係機関にも発送されており、その先駆的な努力を評価したい。

④ 上記のような基礎的な広報媒体と併行して重視したいのは、日本に関心のあるドイツ人の指導層に社会問題の情報を提供し、あるいは直接日本社会を短時日にせよ見学し、生活体験する工夫を積み重ねる必要がある。在西独大使館では、外務省の支援を得て、記者の訪日、青少年・教員の訪日など日本に招いて実地に見聞してもらう計画を実施してきたが、この際に、例えば高度

医療機器利用の現場や、年金のコンピュータ処理システムなど社会保障関係の施設類の訪問などを加えることも意義あるものと考えられる。

なお、取材し、見学する側では、「日本の社会保障の劣悪さを見よう」との先入感があるので、説明する方としては、あらかじめ、最近における西ドイツの論議(「見直し論」)、両国社会保障制度の相似点と、逆に両国制度を取りまく背景の相異などを整理し、日本社会における現状を率直に説明すべきである。このことは、結局、日本の社会保障制度の存立原理といったものについて、「先進国のキャッチ・アップ型」ではない思考が必要とされることとなり、よく小稿の及ぶところではないが、ドイツにおける生活体験に基づき二・三具体的に整理してみよう。

⑤ わが国の社会保障制度の根幹となった健康保険法及び厚生年金保険法は戦前ドイツより移入した沿革もあり、戦後アメリカ、イギリスなどの制度改正の影響も受けたものの、先進諸国の中では西独はわが国と最も類似する基盤を有している。従って、わが国制度のドイツに対する説明に際しては、先進諸国一般といった漠然たるフレームに拘るよりは、西独社会保障制度の特色でもあり、長所ともなっている諸点で、かつ、わが国においても採用されている点を強調するのが効果的である。その最も重要なものは、いわゆる保険原理による社会保障の運営である。使用者と労働者とが保険料を折半して拠出し合い自主的に管理・運営するというドイツの方式は、イギリスに

おける国家が運営する方式や、フランスにおける使用者の保険料負担割合が労働者より高いといった方式とは異っている。このことは、沿革的に発生してきた各制度の併存を認め、一気に一本の組織へ統合することに重点をおかないという現実的感覚につながり、また、政府・企業・個人による保障が調和のとれたものであるべきという原則（西ドイツの年金政策における「三本柱」論。）の類似性へと関連づけることができよう。

医療保険については、医療費の支払方式がいわゆる現物給付・個別出来高払いという方式を採用していることで日独類似している。（フランスにおける療養費払方式、イギリスにおける医師の固定給制度、アメリカにおける民間医療保険などとの比較を考えるとこのことは明瞭であろう。）

⑥ W. A. Friedlander, 「International Social Welfare」(1975)は、各国制度比較のあと、「社会保障計画には、全世界に通ずるシステムはない」（P162）と結論づけている。比較的類似した北欧三国のモデルを研究したデンマーク未来研究所の調査は、「限定された分野においても（類似する北欧三国の計数的比較すら）きわめて困難」と述べている。（外務省経済局委託調査。昭55.9 P4）社会保障制度の比較に際しては、それぞれの国の社会的・歴史的・文化的背景の制度への影響といった側面を併せ観察しないと往々誤解を生ずることになる。

とくに看過されがちなのは、人口構成の発展段階の相異である。わが国においては、

西暦2,005年頃には65才以上の人口が全人口の15%台に達するとして、その対策が大きな社会的課題となっている。（昭和57年版厚生白書は、「高齢化社会を支える社会保障をめざして」と題し、この問題を包括的に取り上げた。昭57.12.10.閣議報告。）ところが、西ドイツでは、すでに1977年には15.2%の比率に達しており、逆にわが国の現在の9%という比率は、西ドイツではすでに1955年に達している。ヨーロッパ諸国はわが国との对比ではおおむね類似の状況になっている。この人口の発展段階の相異は、産業革命の時期など工業生産の発展段階に因るものであり、社会の高齢化は非可逆的であるといってよい。老齢化の比率は、老齢年金受給者の増加、医療費の増大を生むことはすでに多くの統計が示すとおりであり、社会保障費の総額を国民経済との比率で国際比較するには、この老齢化比率の相異を修正する必要がある。仮りに、わが国が西欧諸国の現在程度の老齢化比率（14%として試算）であるとすれば、現行の社会保障制度に基本的な政変がないとしても、（10%台の国民所得比は）20%台に達するものと推計されている。

「厚生白書」昭54年版P183は、この推計を示し、「わが国の社会保障は、既に実力としては20%の水準に達しており西欧諸国に遜色のないものである」と述べた。（東京大学 富永健一教授は、最近の論稿－昭57.11.13号、東洋経済「日本産業社会の転機」において、この点を明確に整理されている。同誌、P49。）

論 文

他方、西ドイツの専門家においては、ヨーロッパ諸国がほぼ同じ比率の高齢化社会に達していることもあるってか、この点についての考察が欠落しており、例えば、前出 Welsch の用いた計数はこのことを全く考慮していない。)

⑦ さらに、とかく看過され易いものとして、宗教と社会福祉の関係、雇用システムや労働組合の役割と社会保障の関係、家族の役割と社会保障の関係など社会保障の背景となる諸状況の相異についても十分な比較検討が必要である。この場合、西独にある諸背景がわが国の対応する背景と比較して、一方的に秀れているといった断定的な論議は避けるべきであろう。

キリスト教的背景に基づく社会福祉サービスは、むしろ仏教的背景を根底にもつわが国の福祉サービスに比し冷いものを感じたという在独生活の長かった、崎村茂久氏（建築家）の指摘（「ドイツと日本－体験的ドイツ論」三修社、昭53）は、私の個人的体験からも、最も重要な比較の視点であると思う。

労使関係、家族関係という視点からは、むしろ日本の方が西欧諸国より進んでいるとの印象をもった労働組合の人々の報告（昭55.3 「社会経済国民会議」調査団報告）や、西独における老人対策のあり方について DGB（ドイツ労働総同盟、ドイツにおける最も有力な労働組合）の老人対策綱領は、家族の役割を重視すべきと強調していることなども、社会保障の機能面を比較するのに欠かせないと思われ、単純に特定の制度のみを採りあげ、「進んでいる、遅

れている。」と論議することの危険性を示すヒントといえよう。

⑧ 戦後、長期間にわたって、社会保障制度の充実はわが国の主要な政策課題と認識されてきたが、ここ10年ばかりの間に著しく発展を遂げた事実を日本人自体が見のがしており、いまなお「社会保障後進国論」を展開する国内の世論指導者層が多いため、これを見て外国人が「日本人自身も日本には（社会保障の面で）まだ学ぶべきものが何もない」といっている。」と引用することになる。（シュピーゲル誌、1982.1.4 特集の論旨はこのような展開を基軸としている。）Vogelによる「Japan as No.1」は、社会保障についても、日本の制度は経済の活力を損ねずよく機能していると述べ、日本人の中でも中川八洋らによる「日本は超福祉国家だ」（英訳あり）。

Japan, The Welfare Super - Power, 外務省）などが発表されたが、まだ論壇及び専門家の見解の主流を占めるには至っていない。

西欧人に対しては、この論法により正面から反論することが有効であるが、すでに本稿の目的とする「広報政策」のカテゴリを超えて「わが国における社会保障政策のあり方」といったテーマに近づきつつあるので、本稿では深く触れることを控えたい。

おわりに

ヨーロッパにおいて一たん強固に定着した「国民生活後進国論」を是正するにはねばり強い広報対策が必要である。まだ、日本についての基礎的な情報すら乏しい現状

海外社会保障情報No.61

では、この点をまづ継続的に努力すると同時に、専門家レベルでの比較研究が進められねばなるまい。それにしても、在独大使館で山下公使から、「広報は所證手段であって、黒を白とは言えない」と教わったことがいま想起される。つまり、広報にあた

っては、まづ、客観的事実の認識と、これの誤りない伝達が地味であるが正攻法であろう。

最後に、情文班で日夜ご指導いただいた田中・田辺両書記官に心から御礼申し上げたい。